

2020年8月6日

「SDGsの推進に関する南砺市、北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との包括連携協定」の締結について

南 砺 市
北 陸 電 力 株 式 会 社
北 陸 電 力 送 配 電 株 式 会 社

南砺市（市長 田中幹夫）と北陸電力株式会社（高岡支店長 塚田修司）および北陸電力送配電株式会社（執行役員富山支社長 老田爾）は、本日、「SDGsの推進に関する包括連携協定」を締結いたしました。

本協定は、南砺市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社が相互に連携しながらSDGsの推進のため、地域が抱える課題やニーズに対応し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的に締結するものです。

【連携事項】

1. 環境・エネルギーに関すること
2. 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること
3. 産業振興・賑わいづくりに関すること
4. 観光・文化に関すること
5. 健康・暮らしに関すること
6. 教育・スポーツ・次世代に関すること
7. その他、SDGsの普及促進に関すること

今後は、連携事項に基づき、再生可能エネルギーの活用やEV利活用拡大の検討など様々な施策で相互の緊密な連携と協力を図り、地域社会の持続的な発展を目指してまいります。

（別紙資料）「SDGsの推進に関する南砺市、北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との包括連携協定」における連携事項

【お問い合わせ】

南砺市：総合政策部エコビレッジ推進課（電話）0763-23-2050
北陸電力：高岡支店総務担当（電話）0766-22-2027

「SDGsの推進に関する南砺市、北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との包括連携協定」における連携事項

南砺市、北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社は「SDGsの推進に関する包括連携協定」に基づき、地域が抱える課題やニーズに対応し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的として、相互連携を図りながら、以下の7つの連携事項について検討・推進してまいります。

※下記の■は主な連携事項の具体例

1. 環境・エネルギーに関すること

■再生可能エネルギーの活用



太陽光・バイオマス熱等の再エネ活用

■電気自動車（EV）の利用拡大



南砺市・北陸電力・北陸電力送配電が保有するEVの利活用

2. 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること

■防災対策・災害復旧



災害時の復旧作業

■子ども110番・見守り



子ども110番の車

3. 産業振興・賑わいづくりに関すること

■地域おこしや賑わいづくりへの協力



南砺利賀そばまつりでの雪像づくり



とやま・なんと国体2020での電力供給確保（電源車の配備）

4. 観光・文化に関すること

■文化財保護



相倉合掌集落の茅場下草刈り



菅沼・相倉合掌集落の電気設備点検

5. 健康・暮らしに関すること

■エコビレッジ住宅ゾーンプロジェクトの推進



新たな暮らし方の提案

■ダイバーシティ推進への協力



各種セミナー開催

6. 教育・スポーツ・次世代に関すること

■教育の充実



学校へのお出前講座

■スポーツ振興・次世代育成



桜ヶ池クライミングセンターの利活用（北陸電気工事） [2020/7 リニューアル]

7. その他、SDGsの普及促進に関すること



SDGs 未来都市
選定証授与式
〔令和元年7月〕
於 首相官邸

写真：内閣府提供

こたえていく。かなえていく。

北陸電力

未来へ、めぐらせる。

北陸電力送配電

南砺市

誰ひとり取り残さない 誰もが笑顔で暮らし続けられるまちへ

SDGsの推進に関する南砺市、北陸電力株式会社および
北陸電力送配電株式会社との包括連携協定書（案）

南砺市（以下「甲」という。）、北陸電力株式会社（以下「乙」という。）および北陸電力送配電株式会社（以下「丙」という。）は、相互連携の強化によりSDGsを推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、南砺市エコビレッジ構想の基本理念のもと、甲、乙および丙が相互の緊密な連携と協力により、SDGsの推進に資する取組みを実施するとともに、地域が抱える課題やニーズに対応した持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙および丙は前条の目的を実現するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 環境・エネルギーに関すること
- （2） 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること
- （3） 産業振興・賑わいづくりに関すること
- （4） 観光・文化に関すること
- （5） 健康・暮らしに関すること
- （6） 教育・スポーツ・次世代に関すること
- （7） その他、SDGsの普及促進に関すること

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙および丙のいずれからも申し出がない限り、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙および丙は、本協定の検討または実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）について、相手方の承諾なしに第三者に開示又は提供等してはならない。

2 甲、乙および丙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

（協議）

第5条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙および丙が協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年8月6日

甲 富山県南砺市荒木1550番地
南砺市長

田中幹夫（自署）

乙 富山県高岡市広小路7番15号
北陸電力株式会社
高岡支店長

塚田修司（自署）

丙 富山県富山市牛島町13番15号
北陸電力送配電株式会社
執行役員 富山支社長

老田爾（自署）